

平成31年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成31年2月26日
総務部

（国補正予算等対応分）

【予算関係】

資料1 平成30年度2月補正予算（国補正予算等対応分）に関する説明資料
（財政課）

（決算見込み分）

【予算関係】

資料2 平成30年度2月補正予算（決算見込み分）に関する説明資料
（財政課）

【議案関係】

資料3 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
（議案第115号）
（税務課）

資料1 (追加補正予算関係)

平成31年2月26日
財 政 課

平成30年度2月補正予算
(国補正予算等対応分)に関する説明資料

(議 案 第 1 1 1 号)

平成30年度2月補正予算（国補正予算等対応分） 主要な歳入増減調書

（単位：千円）

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税	268,724	地方交付税 268,724 (192,813,410 → 193,082,134)	
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	1,870,156	農林水産業費負担金 1,078,091 (1,423,712 → 2,501,803) 農林水産業費分担金 758,951 (1,086,538 → 1,845,489)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	13,860,525	ほ場整備事業費 5,255,868 (6,592,821 → 11,848,689) 地方道路交付金事業費 2,456,178 (4,767,765 → 7,223,943) 合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業費 1,337,221 (0 → 1,337,221) 産地パワーアップ事業費 913,095 (69,500 → 982,595) 河川改修事業費 646,000 (2,656,000 → 3,302,000)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	297,431	財政調整基金繰入金 233,356 (2,831,123 → 3,064,479)	
13 繰越金			
14 諸収入	2,340	中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業費 2,340 (13,800 → 16,140)	
15 県 債	7,439,700	ほ場整備事業費 2,656,700 (3,477,800 → 6,134,500) 地方道路交付金事業費 1,492,100 (3,057,800 → 4,549,900) 河川改修事業費 552,000 (2,718,000 → 3,270,000) 国直轄道路事業負担金 361,900 (3,622,800 → 3,984,700) 狩猟技術訓練施設整備事業費 360,700 (27,800 → 388,500)	
合 計	23,738,876	588,521,213→612,260,089	

平成30年度2月補正予算（国補正予算等対応分） 主要な目的別増減調書

（単位：千円）

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費	343,776	障害児・者施設整備補助事業 179,462 (162,989 → 342,451) 保育士修学資金貸付事業 133,447 (12,088 → 145,535)	
4 衛 生 費	20,394	自然公園等施設整備事業 20,394 (77,529 → 97,923)	
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	15,919,312	経営体育成基盤整備事業 9,631,252 (11,588,190 → 21,219,442) 合板・製材生産性強化対策事業 1,217,221 (0 → 1,217,221) 農村地域防災減災事業 714,000 (2,385,389 → 3,099,389) 野生鳥獣被害防止対策事業 696,612 (37,567 → 734,179) 販売を起点とした秋田米総合支援事業 567,886 (24,870 → 592,756)	
7 商 工 費			
8 土 木 費	6,932,774	地方道路交付金事業 3,948,460 (7,827,565 → 11,776,025) 河川改修事業 1,292,000 (2,193,200 → 3,485,200) 地方街路交付金事業 456,921 (1,694,611 → 2,151,532) 国直轄道路事業負担金 361,966 (3,622,941 → 3,984,907) 公共堰堤改良事業 250,847 (245,250 → 496,097)	
9 警 察 費	233,361	一般管理事業 233,361 (410,198 → 643,559)	
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費	289,259	国直轄災害事業負担金 259,259 (401,073 → 660,332)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	23,738,876	588,521,213→612,260,089	

平成30年度2月補正予算（国補正予算等対応分） 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	30	非常勤職員人件費等 30 (3,001,403 → 3,001,433)	
2 物 件 費	827	野生鳥獣被害防止対策事業 467 (16,826 → 17,293)	
3 扶 助 費			
その 他 の 行 政 経 費	472,840	一般管理事業 233,361 (1,982 → 235,343) 保育士修学資金貸付事業 133,447 (12,088 → 145,535)	
積 立 金			
投 資 及 び 出 資 金			
貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費	21,926,404	経営体育成基盤整備事業 9,631,252 (11,634,066 → 21,265,318) 地方道路交付金事業 3,948,460 (7,948,065 → 11,896,525) 河川改修事業 1,292,000 (5,513,220 → 6,805,220) 合板・製材生産性強化対策事業 1,217,221 (0 → 1,217,221)	
6 単 独 投 資 事 業 費	107,796	メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 30,960 (374,956 → 405,916) 秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業 29,912 (296,335 → 326,247) 道路除雪事業費 23,560 (1,446,000 → 1,469,560)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費	30,000	林道施設災害復旧事業 30,000 (238,513 → 268,513)	
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金	1,200,979	国直轄道路事業負担金 361,966 (3,622,941 → 3,984,907) 国直轄土地改良事業負担金 266,074 (417,658 → 683,732) 国直轄災害事業負担金 259,259 (401,073 → 660,332) 国直轄河川事業負担金 144,485 (2,727,675 → 2,872,160)	
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	23,738,876	588,521,213→612,260,089	

資料2 (追加補正予算関係)

平成31年2月26日
財 政 課

平成30年度2月補正予算
(決算見込み分)に関する説明資料

(議案第113号)

平成30年度2月補正予算（決算見込み分） 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税	△ 300,000		県民税（株式譲渡割） △ 127,000（ 403,258 → 276,258 ） 県民税（配当割） △ 123,000（ 430,545 → 307,545 ） 事業税（法人分） △ 50,000（ 17,917,150 → 17,867,150 ）
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	△ 58,749		農地中間管理機構関連事業費 △ 44,438（ 761,335 → 716,897 ） 農業委員会費 △ 14,311（ 229,151 → 214,840 ）
10 財産収入	△ 20,269		県営林売払収入 △ 20,269（ 121,000 → 100,731 ）
11 寄附金			
12 繰入金	△ 81,451		財政調整基金繰入金 △ 50,705（ 3,064,479 → 3,013,774 ） 地域医療介護総合確保基金繰入金 △ 25,435（ 3,916,654 → 3,891,219 ） 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 5,311（ 1,922,838 → 1,917,527 ）
13 繰越金			
14 諸収入	△ 138,499		木材産業等高度化推進資金貸付金元利収入 △ 88,000（ 578,034 → 490,034 ） 木材産業等高度化推進資金借入金 △ 44,000（ 289,000 → 245,000 ） 農業次世代人材投資資金 △ 6,499（ 455,170 → 448,671 ）
15 県債			
合 計	△ 598,968	612,260,089→611,661,121	

平成30年度2月補正予算（決算見込み分） 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	△ 50,000		県税収入に係る還付金及び還付加算金 △ 50,000 (800,000 → 750,000)
3 民 生 費			
4 衛 生 費	△ 75,994		地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 75,994 (6,449,908 → 6,373,914)
5 労 働 費			
6 農林水産業費	△ 222,974		木材産業等高度化推進事業 △ 132,000 (867,000 → 735,000) 農地中間管理総合対策事業 △ 44,438 (751,295 → 706,857) 県営林経営事業 △ 20,415 (78,987 → 58,572) 農業委員会費 △ 14,311 (78,587 → 64,276)
7 商 工 費			
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金	△ 250,000		配当割交付金 △ 140,000 (340,000 → 200,000) 株式等譲渡所得割交付金 △ 110,000 (290,000 → 180,000)
14 予 備 費			
合 計	△ 598,968	612,260,089→611,661,121	

平成30年度2月補正予算（決算見込み分） 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	620	非常勤職員人件費等 620 (3,001,433 → 3,002,053)	
2 物 件 費	△ 679		県営林経営事業 △ 1,415 (27,429 → 26,014)
3 扶 助 費	△ 620		措置入院医療費 △ 620 (22,368 → 21,748)
3 その 他の 行政 経費	補 助 費 等 △ 483,954		配当割交付金 △ 140,000 (340,000 → 200,000)
			株式等譲渡所得割交付金 △ 110,000 (290,000 → 180,000)
			地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 55,706 (3,672,884 → 3,617,178)
			県税収入に係る還付金及び還付加算金 △ 50,000 (800,000 → 750,000)
			農地中間管理総合対策事業 △ 44,438 (991,096 → 946,658)
積 立 金			
投 資 及 び 出 資 金			
貸 付 金	△ 88,000		木材産業等高度化推進事業 △ 88,000 (578,000 → 490,000)
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費	△ 20,052		地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 20,052 (2,776,539 → 2,756,487)
6 単 独 投 資 事 業 費	△ 6,283		新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業 △ 5,311 (445,475 → 440,164)
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	△ 598,968	612,260,089→611,661,121	

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第 115 号）

平成 31 年 2 月 26 日
税 務 課

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、都道府県、市町村又は特別区（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る個人県民税の特例控除の対象の見直し、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の特例措置の見直し等を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 個人県民税

都道府県等に対する寄附金に係る特例控除（「ふるさと納税」）の対象を、返礼品に関する基準等を満たし、総務大臣の指定を受けた都道府県等に対する寄附金に限ることとする。（第 36 条の 2 関係）

[返礼品に関する基準]

- ・ 返礼割合を 3 割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

※ 指定を受けていない又は取り消された場合

- ・ 指定を受けていない又は指定を取り消された都道府県等に対する寄附金は、特例控除の対象とならない。
- ・ 指定を取り消された都道府県等は、2 年間、指定を受けることができない。

(2) 自動車取得税

① 排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない自動車（新車）に対する税率の軽減措置（以下「エコカー減税」という。）について、次のとおり軽減割合又は対象を見直した上で、適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとする。（附則第 18 条の 4 関係）

ア 乗用車について次のとおり軽減割合を見直す。

区 分		現行	見直し後
ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車含む。)	2020年度燃費基準+30%達成	80%軽減	50%軽減
	2020年度燃費基準+20%達成	60%軽減	50%軽減
	2020年度燃費基準+10%達成	40%軽減	25%軽減
	2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減

※一定の排出ガス性能を満たすものに限る。

イ バス・トラックについて現行25%軽減の対象自動車をエコカー減税の対象から除外する。

② ノンステップバス及びリフト付きバスに対して取得価額（課税標準）から次のとおり控除する措置について、対象（現行は路線バスに限る。）に一般貸切バスを加えた上で、適用期限を平成31年9月30日まで延長することとする。（附則第18条の6関係）

- ・ノンステップバス 1,000万円控除
- ・リフト付きバス 650万円控除（定員30人未満は200万円控除）

(3) その他特例措置の適用期限の延長及び所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年4月1日（2(1)は平成31年6月1日）から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第三十六条の二 所得割の納税義務者が前年中に法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第二項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下この条において同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、法第三十七条の二第十一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第三十六条の二 所得割の納税義務者が前年中に法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、同条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p>

第十八条の四 略

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車）をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二第二項各号のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）を受けるものの取得（同条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第八十条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

3 法附則第十二条の二の第三項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第八十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

4 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の第四項各号のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除

第十八条の四 略

2 法附則第十二条の二の第二項各号に掲げる自動車

3 法附則第十二条の二の第三項各号に掲げる自動車

4 法附則第十二条の二の第四項各号に掲げる自動車

で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）を受けるものの取得（同条第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第八十条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

3 法附則第十二条の二の第三項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第八十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の第四項各号に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除

く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

5 法附則第十二条の二の二第五項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

6 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第六項各号のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

7 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

5 法附則第十二条の二の二第五項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

7 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

8 法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の四第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

3 法附則第十二条の二の四第三項各号に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第十二条の二の四第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等

8 法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の四第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

3 法附則第十二条の二の四第三項各号に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第十二条の二の四第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等

を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の四第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の四第六項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法施行規則附則第四条の六の二第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

7 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の四第七項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八条の六第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の四第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車

（次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の四第六項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法施行規則附則第四条の六の二第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

7 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の四第七項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八条の六第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の四第八項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の六の二第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

9 法附則第十二条の二の四第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）（衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。））又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日

までに
行われ
たときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

10 車両総重量

が八トンを超え

二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の四第八項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の六の二第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

9 法附則第十二条の二の四第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）（衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。））又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われ

たときに限り、第百七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

10 車両総重量

（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第十三項において同じ。）が八トンを超え

二十トン以下のトラックであつて、同法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保

安基準をいう。)、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準(同項第一号)に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準をいう。及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準(同号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。第十二項において同じ。))のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年九月三十日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11) 法附則第十二条の二の四第十一項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法施行規則 に規定する

安基準をいう。次項において同じ。)、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準(法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。))及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準(同号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。第十三項において同じ。))のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11) 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの(うち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。))で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

12) 法附則第十二条の二の四第十二項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法施行規則附則第四条の六の二第十六項に規定する

ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日

までに限り、同項 中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

12| バス等(法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。)又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(法施行規則

規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日

までに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

13| 前各項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日(法附則第十二条の二の四第十二項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)までに限り、第百七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

13| バス等(法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。)及び車両総重量が三・五トンを超え

二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の六の二第十七項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日(車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)までに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

14| 前各項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の六の二第十八項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。